

国保だより

建設職能会館内
TEL 3260-6441
FAX 3260-7534

◆被保険者数

組合員	4,396人
家族	5,969人
計	10,365人

(10月末現在)

高齢者医療制度改革中間まとめ

区市町村国保の運営

早期に都道府県単位化を

75歳以上でも国保組合へ加入

後期高齢者医療制度改革後の新制度を検討してきた厚生労働省の高齢者医療制度改革会議は8月20日、「高齢者のための新たな医療制度等について」と題する中間とりまとめを大筋で了承した。後期高齢者1400万人のうち、サラリーマンとその被扶養者200万人は被用者保険に移り、1200万人は区市町村国保に加入、このうち、国保組合の加入要件を満たした高齢者は国保組合に加入する。

また、平成25年4月から当面、75歳以上の「高齢者国保」を都道府県単位で財政運営するが、将来的には75歳未満も含め全年齢で、現在、区市町村単位の国保を都道府県単位化するよう提言、運営主体については、都道府県が広域連合のいずれかとなる見込みであるが、結論は年末まで持ち越された。

中間とりまとめでは、75歳以上の高齢者を年齢で区分し、差別的だといった後期高齢者医療制度への批判を踏まえ、加入する制度を年齢で区分することなく、何歳になっても、サラリーマンである高齢者の方や被扶養者は被用者保険に加入し、それ以外の地域で暮らす高齢者は区市町村国保に加入するとの方針を示した。また国保組合の加入要件を満たした高齢者である組合員とその家族は国保組合に加入する。後期高齢者医療制度は廃止し、地域保険は国保に一本化される。その結果、年齢で被保険者証が変わることがなくなる。

高齢者の保険料については、同一世帯の他の現役世代の保険料と合算し、世帯主が納付する。これにより、世帯主以外の高齢者は保険料の納付義務が無く、こうした高齢者においては年金からの天引きは必要ないものとなるが、高齢者世帯の世帯主で希望される方は、引き続き、年金から天引きもできる。

区市町村国保に加入する75歳以上の方の保険料水準については、現行の後期高齢者医療制度より増加することはないよう、引き続き、医療給付費の1割相当を保険料で賄うこととしている。

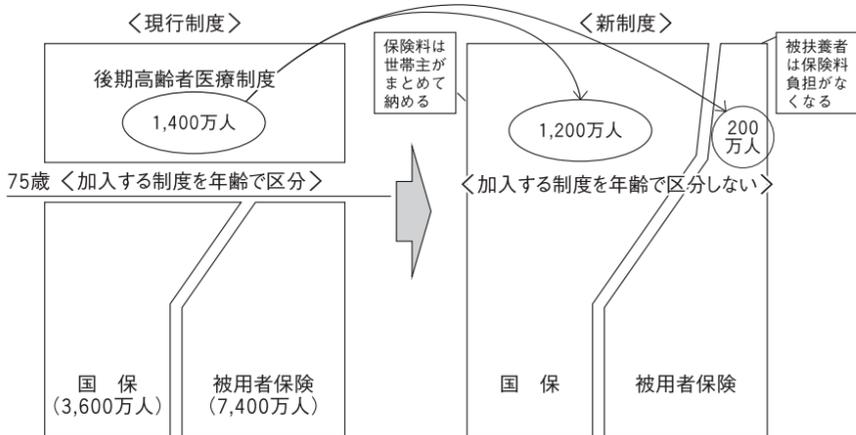
高齢者の患者負担については、負担能力に応じた適切な負担に定めることを基本とし、そのあり方について引き続き検討する。

区市町村国保の運営のあり方については、財政安定のため将来的には都道府県単位に広域化することとしているが、当面は75歳以上を都道府県単位とし、段階的に全年齢を対象にする方針。また運営主体については、都道府県が広域連合の2つに絞られているが結論は先送りした。

中間取りまとめの特徴は、新しい高齢者医療制度と同時に区市町村国保の都道府県単位化を図る方針を打ち出したこと。「制度発足当初とは異なり高齢者や低所得者の加入率が高いなどの構造的問題を

制度の基本的枠組み

- 加入する制度を年齢で区分することなく、何歳になっても、サラリーマンである高齢者の方や被扶養者は被用者保険に、これら以外の地域で生活している方は国保に、それぞれ現役世代と同じ制度に加入するものとする。
- 高齢者も現役世代と同じ制度に加入することにより、年齢によって保険証が変わることはなくなり、世帯によっては保険料・高額療養費等の面でメリットが生じる。



医療費のお知らせ

12月にお送りします

「医療費のお知らせ」は、病院等に受診されたときにかかった医療費の額等をお知らせし、健康の大切さを再認識して頂くことなどを目的としています。

今回の通知には、平成22年9月分の医療費の額等が各医療機関等からの請求に基づいて記載されますが、請求が遅れた場合は記載されません。

なお、通知を受け取ったことにより、特に手続等は必要ありません。

健康家庭表彰

1年間無受診 196世帯
3年間無受診 83世帯

本年度は、平成22年9月1日現在加入の421世帯の中から、平成21年4月からの1年間を無受診で過ごされた196世帯及び平成19年4月から3年間無受診の83世帯が表彰の対象となりました。

被表彰世帯には、日頃、健康管理を心がけられたことに敬意を表し、10月中に所属の支部組合を通して記念品を贈呈しました。

皆様も、さらに健康の保持増進に努められ、健やかに過ごされることをお祈りいたします。

被保険者の異動手続き

組合員は、自分の世帯内に異動(家族の一部加入・喪失、住所変更等)があったときには、必ず14日以内に、所属組合へ届け出をお願いします。

ご不明な点は、所属組合又は当組合業務課適用係(03-3260-6441)へお問い合わせください。

届け出が必要とき	届け出に必要な書類等
転入、結婚、出産、退職などで家族が増えたとき	◎被保険者資格取得届(追加加入) ◆世帯全員・続柄の記載がある住民票謄本(転入日が記載されたもの) ◆健康保険等の資格喪失証明書・離職票(写)等(退職) ◆母子健康手帳(出生証明証) ◆印鑑
転出、就職、結婚、死亡などで家族が減ったとき	◎被保険者資格喪失届(一部喪失) ◆該当者の保険証 ◆就職先の保険証の写し ◆住民票の謄本(転出日が記載されたもの→転出・結婚) ◆死亡診断書の写し又は住民票の除票(死亡) ◆印鑑
住所が変わったとき	◎変更(訂正)届 ◆世帯全員の保険証 ◆世帯全員の住民票の謄本 ◆印鑑
氏名が変わったとき	◎変更(訂正)届 ◆該当者の保険証 ◆住民票謄本 ◆印鑑
事業所等の形態が変わったとき	◎事業所変更(訂正)届 ◆各種添付書類 ◆該当者の保険証 ◆印鑑
保険証を破損したり、紛失したとき	◎被保険者証再交付申請書 ◆破損した保険証 ◆印鑑
国保組合をやめるとき	◎脱退届(全部喪失) ◆世帯全員の保険証 ◆厚生年金資格喪失通知書(法人) ◆閉鎖登記簿謄本(法人解散) ◆印鑑
生活保護を受けたとき	◎脱退届(全部喪失) ◆保護開始決定通知書の写し ◆世帯全員の保険証 ◆印鑑

(注) 1 各種届出用紙は所属組合にありますのでお問い合わせください。
2 上記の各項目に70歳以上75歳未満の前期高齢者がいる場合は「高齢受給者証」が必要になります。